

山形県国民保護計画 新旧対照表（平成28年4月変更）

変更前		変更後		変更理由
<b>用語集</b>		<b>用語集</b>		
<b>1 法令等関係</b>		<b>1 法令等関係</b>		
用語	意義	用語	意義	
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	○法律名称の変更に伴うもの
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）	事態対処法施行令	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）	○法律名称の変更に伴うもの
<b>2 武力攻撃関係</b>		<b>2 武力攻撃関係</b>		
用語	意義	用語	意義	
緊急対処事態	（国民保護法第172条第1項（事態対処法第25条第1項））	緊急対処事態	（国民保護法第172条第1項（事態対処法第22条第1項））	○法改正による条ずれの修正
<b>3 機関等関係</b>		<b>3 機関等関係</b>		
用語	意義	用語	意義	
指定行政機関	（事態対処法第2条第4号）	指定行政機関	（事態対処法第2条第5号）	○法改正による号ずれの修正
指定地方行政機関	（事態対処法第2条第5号）	指定地方行政機関	（事態対処法第2条第6号）	○法改正による号ずれの修正
指定公共機関	（事態対処法第2条第6号）	指定公共機関	（事態対処法第2条第7号）	○法改正による号ずれの修正
<b>5 措置関係</b>		<b>5 措置関係</b>		
用語	意義	用語	意義	
緊急対処事態対処方針	（事態対処法第25条第1項）	緊急対処事態対処方針	（事態対処法第22条第1項）	○法改正による条ずれの修正
国（武力攻撃事態等）対策本部	（略）	国（ <u>事態</u> ）対策本部	（略）	○法の施行に伴う用語の修正
国（武力攻撃事態等）対策本部長	国（武力攻撃事態等）対策本部の長をいう。	国（ <u>事態</u> ）対策本部長	国（ <u>事態</u> ）対策本部の長をいう。	○法の施行に伴う用語の修正
国民保護措置	事態対処法第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。	国民保護措置	国民保護法第2条第3項に掲げる措置（同項第六号に掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）をいう。	○法改正に伴うもの
緊急対処保護措置	事態対処法第25条第3項	緊急対処保護措置	事態対処法第22条第3項	○法改正による条ずれの修正

<p><b>第3編第5章3</b>  <b>(1) 救援の基準 (P69)</b>  知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p><b>第3編第7章第1 4</b>  <b>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (P79)</b>  表中 備考1  この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p><b>第5編1</b>  <b>主な用語の読み替え表 (P99)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>緊急対処事態</td> </tr> <tr> <td>国(武力攻撃事態等)対策本部</td> <td>国(緊急対処事態)対策本部</td> </tr> </table>	武力攻撃事態	緊急対処事態	国(武力攻撃事態等)対策本部	国(緊急対処事態)対策本部	<p><b>第3編第5章3</b>  <b>(1) 救援の基準 (P69)</b>  知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。</p> <p><b>第3編第7章第1 4</b>  <b>(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 (P79)</b>  表中 備考1  この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第8号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p> <p><b>第5編1</b>  <b>主な用語の読み替え表 (P99)</b></p> <table border="1"> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>緊急対処事態</td> </tr> <tr> <td>国(事態)対策本部</td> <td>国(緊急対処事態)対策本部</td> </tr> </table>	武力攻撃事態	緊急対処事態	国(事態)対策本部	国(緊急対処事態)対策本部	<p>○所管省庁の変更によるもの</p> <p>○法改正による号ずれの修正</p> <p>○法の施行に伴う用語の修正</p>
武力攻撃事態	緊急対処事態									
国(武力攻撃事態等)対策本部	国(緊急対処事態)対策本部									
武力攻撃事態	緊急対処事態									
国(事態)対策本部	国(緊急対処事態)対策本部									